

第3次西東京市農業振興計画

概要版

令和6（2024）年度～令和15（2033）年度



農産物キャラクター
めぐみちゃん

令和6年（2024）3月



西東京市

第3次西東京市農業振興計画策定の目的

都市農業を取り巻く環境や「第2次西東京市農業振興計画」の成果の検証等を踏まえつつ、市民、農業者等のニーズを的確に把握し、農業の発展を目指す施策を推進することを目的に、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度を計画期間とする本計画を策定しました。

計画の位置づけと関連計画等との関係

本計画は、「西東京市第3次基本構想・基本計画」を上位計画とする農業分野の計画として位置づけられるとともに、「西東京市第2次産業振興マスタープラン」に示された農業分野の振興方針をより具体的に示すものです。

また、「都市農業振興基本法」における、本市の地方計画を兼ねるものです。さらには、「農業経営基盤強化促進法」の基本構想としても位置づけられ、農業経営改善計画の策定支援及び認定農業者制度の適用の前提となるものです。

「東京農業振興プラン」との整合も図り、本市における農業振興の方針・施策を明らかにするとともに、実現に向けた具体的な事業を選定します。

西東京市の農業の現状と課題

農業を取り巻く状況

国や東京都の施策により、全ての農業者が将来に渡って農業を継続するための環境整備を図ること、農地の適切な保全活用及び農業に対する国民理解の醸成等が期待されています。

統計データの整理、アンケート調査（農業者、市民、子ども、庁内関係部署）、ヒアリング調査（農業者、関連団体）、学生ワークショップの結果を踏まえ、本市の農業の現状と課題を整理しました。

農業の現状

農業生産 農産物流通 農業経営

- 販売金額規模の小さな農家が多く、その割合も微増傾向にある。
- 野菜の生産を中心に、植木、果樹、花卉の生産がされている。
- 「新鮮で安全な農産物の供給」は市民に重視されている。
- 農業収入安定への取組みとして、出荷先の多様化や新しい品目の生産導入、肥料や農薬の適正量の使用によるコスト管理・安全管理の意向が強い。
- 直売所での販売や機会の拡充が求められている。
- めぐみちゃんの認知度が高く、めぐみちゃんメニュー事業や学校給食の市内産農産物利用の関心や要望も比較的多い。
- 規格外品の活用・販路形成の拡大や、市としてのブランド確立の要望が高い。
- 環境に配慮した農業など、社会課題に対応した農業が求められている。

農地の 保全と活用

- 1戸当たり農地面積は小さく、農地の減少が進んでいる。
- 生産緑地の貸付について、徐々に貸借が進んでいる。
- 防災の観点からも農地保全に目が向けられている。
- 相続時の税負担が、農地保全・活用上の課題となっている。
- 農業や農地が持つ役割として、新鮮で安全な農産物の供給のほか、まちの“みどり”（景観）としての機能が期待され、市民の暮らしのなかで大きな役割を果たしている。

農業者担い手 後継者 援農

- 高齢化の進行、農家数の減少により、担い手・人員の不足が続いている。
- アルバイトやボランティアでの農業の手伝いなど農作業への関心が高まっている。
- 意欲のある農業者に対する支援、資金的支援が求められている。

農業を 通じた交流

- 市民農園、農業体験農園等の開設・需要が増えている。
- 新たな農業の展開に向けて、“民”、“学”との連携、子どもたちの教育への参画や社会課題の解決としての事業展開に関心がある。
- 市民と農をつなぐ地産地消の取組みや農業体験が行われ、販売イベントや農業体験等の機会が求められている。
- 都市農業への理解と魅力発信のため、継続的な情報発信が求められている。

国 ○「都市農業振興基本法」(平成27年4月施行) ○「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月閣議決定)
○「都市農業振興基本計画」(平成28年5月閣議決定) ○「みどりの食料システム法^{*}」(令和4年7月施行)

東京都 ○新たな「東京農業振興プラン」(令和5年3月策定)

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

課題

- 農地面積が小さくても、稼げる農業の方策が必要
- 近隣消費のニーズに応えた西東京市産の生産量・生產品目等の拡大が必要
- 市内産農産物の付加価値を高めるとともに、新しい品目の導入などの推進が必要
- 安定した販路の確保・販路を拡大する方策とともに、規格外品等の販路形成として、一次加工利用や公共施設での利活用の推進が必要
- 環境に配慮した農業への取組みの推進に向けた方策とともに、安全安心の理解促進・PRが必要
- 環境負荷の低減に貢献できる農業生産、流通と消費についての検討が必要
- 直売所機能の充実(周知と機会の拡大、利便さの向上)が必要
- めぐみちゃんブランドの普及推進の継続と、めぐみちゃんメニュー事業(学校給食との連携)の推進が必要(バージョンアップの検討)
- 市内飲食店、加工業者等との連携の検討が必要
- 学校や保育園等との連携(給食等)の検討が必要

- 現在の担い手の農地規模拡大、後継者の農地確保のための制度活用の推進が必要
- 防災の観点から農地の役割を發揮できる環境の整備が必要
- 農地減少を最小限にするための農地保全の対策の検討が必要
- 十分に活用できていない農地の有効活用が必要
- まちの“みどり”としての農地の役割を發揮できる環境の整備が必要(まちづくりの観点)
- 貸借後のフォローアップ支援が必要
- 納税猶予制度・農地貸借の制度等活用の支援が必要

- 市民や庁内部局と連携した後継者育成施策の充実が必要
- 担い手確保のため、次世代農業者の育成において、現在の農業者の生産技術だけでなく販路との関係づくりのノウハウや経営のスキルを引き継ぐための方策も必要
- 新規就農、後継者確保に向けた支援・人手不足解消のため、魅力ある農業に向けた方策が必要
- 援農ボランティアは、農業者が欲する時期や技術を持っているか等、適切なマッチングが必要(農作業だけでなく、経営やデザイン支援、風景としての農地を守る人材等)
- 多様な農業者への支援・資金的支援の検討が必要

- 市民農園、農業体験農園等の開設、増設へ整備支援の継続が必要
- 体験イベントの充実による生産者と市民との接点づくり、農業・農産物への理解増進・情報発信が必要
- 市民、学校や民間事業者等と農業との連携の可能性を見出すことが必要
- 暮らしの中にある農業を身近に感じてもらうため、農業を通じた子どもたち、若い世代との交流機会(食育等)の創出、充実が必要
- SDGs、食品ロス対策といった社会的価値の高い取組みとしての地産地消対策の検討及び情報発信が必要

西東京市の農業の目指す方向

目指す将来像

都市農業振興基本計画により、都市農地の位置づけが、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換しました。本市にある農（農業、農地）は、市民に不可欠な食料を安定的に供給する基盤です。低い食料自給率が大きな問題となっている状況において、農地を保全、活用し農産物の生産を維持、拡大する取組みは重要です。同時に、防災や良好な景観の形成、環境の保全等の多様な機能を有しており、市民の暮らしの維持・向上に大きな役割を發揮します。

気候変動、生物多様性の低下などの環境変化に対して、「みどりの食料システム法」が施行され、農業の分野においても生産から流通まで、環境負荷低減が求められています。再生可能エネルギーの利用、省エネルギー、温室効果ガスの排出量の削減など、環境負荷の低減に資する生産活動や、流通の合理化を促進します。

国連サミットで掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）は、日本でも積極的に取り組まれています。市民、民間事業者、学校など様々な主体と協働し、行政において分野を横断して取組み、農業により貧困問題や経済格差などの社会問題へ対応します。

世界情勢、気候変動を背景とした化学肥料、飼料、燃油等農業生産資材の高騰や、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックによる食料供給への影響など、食料安全保障への懸念が高まっています。「健康」応援都市の実現にむけて、本市としても、まちの中にある農地であることを活かし、身近な地域で安全・安心な農産物が入手できる環境の価値を再認識し、農業・農地を次世代につなぐことに取り組めます。



目指す将来像を実現するために、次の4つの項目を基本方針とします。

- ① 食と暮らしを支える多様な農業経営を展開します。
- ② 都市の貴重な農地を保全するとともに、農地の多面的機能を發揮することで、市民生活に安らぎや潤いを与えます。
- ③ 多様な担い手が、生きがいややりがいを感じる農業をつくります。
- ④ 市民、地域及び行政等が一体となり、西東京市の農業を支える取組みを推進し、都市と農業が共生するまちをつくります。

施策展開の考え方

基本方針に基づき、本計画の施策体系において、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて農業を持続させていくという観点から、経済、社会、環境のバランスを重視しました。

経済

社会

環境

《基本方針①》食と暮らしを支える多様な農業経営

認定農業者等の中核的農家から小規模農家まで、多様な経営のあり方に対して支援をします。

近隣消費のニーズや社会問題に対応する流通を促進します。

新鮮で、環境負荷を低減する安全安心な農産物の生産を支援します。

《基本方針②》農地の保全と活用

農産物生産の基盤として、農地の保全と適切な活用を目指します。

農地の防災、交流創出機能を十分に発揮します。

農地の景観創出、環境保全機能を十分に発揮します。

《基本方針③》多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業

農業収益力の向上を図り、農業経営意欲の高い農家の支援を行います。

生きがいとしての農業や、教育的な活用など多様な農業のあり方に対し、多様な担い手の確保・育成をします。

規模の大小にかかわらず環境負荷の低い農業を展開する農業の担い手を支援します。

《基本方針④》地域と協働する農業

農業経営の安定に向け、交流創出機能を活かします。

将来を担う子どもたちや近隣住民の都市農業への理解を促進します。

農を通じて、生活の豊かさを提供します。

キャッチフレーズ

“まちと共生、未来につなぐ西東京市の農業”

市民が求める将来像：**住み続けたい農のある暮らしの実現**

農業者が求める将来像：**次世代につながる魅力ある農業の実現**

本市は、利便性の良さとともに、身近に「農」を感じられる都市です。安心して新鮮な農産物の供給やみどりの環境・景観の提供など、農が身近にある暮らしが市民を支え、生活を豊かにします。そのような「住み続けたい農のある暮らしの実現」とともに、経営の安定、農地の保全や担い手の確保など「次世代につながる魅力ある農業の実現」を目指します。

計画の実現に向けた施策の展開

施策（大分類）

① 食と暮らしを支える多様な農業経営

食と暮らしを支える多様な農業経営を展開します。

基本方針

農業は、市民の食と暮らしを支えています。市内においては、小規模の農地で多品目栽培の農業者が多いため、農業者が経営する直売所やJAの農産物直売所、マルシェや即売会などのイベント、スーパーマーケットでの地元産コーナーなどで市内産農産物を購入することができ、安全・安心で新鮮な農産物を市民に提供しています。

地域との連携や学校給食との連携により、市内産農産物を市内で消費する地産地消の仕組みを推進することで、市民への新鮮な農産物の提供及び本市の農業への理解促進を図り、安定的な販路の確保、生産拡大を促進します。さらには、「めぐみちゃんブランド」の普及啓発により、市内外へ定着させる取組みを推進し、市内産農産物の価値づくりを図ります。

② 農地の保全と活用

都市の貴重な農地を保全するとともに、農地の多面的機能を発揮することで、市民生活に安らぎや潤いを与えます。

基本方針

都市の農地には、農産物の生産以外にも、景観創出や環境保全、防災など市民の暮らしを豊かにする多面的な機能を有しています。次世代農業者のための農地の確保と生産緑地の保全を持続的に促進し、多面的機能が発揮できる環境の整備を行います。また、環境保全に寄与する農地活用の検討を行います。

適正に管理された農のある風景により、市民の農業への理解を得るため、農地の適正な肥培管理に努めます。

また、農業者開設の市民農園、農業体験農園の開設を推進し、次世代の担い手の確保とともに、都市農業を継続しやすい環境を整備します。

③ 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業

多様な担い手が、生きがいややりがいを感じる農業をつくります。

基本方針

農業者の高齢化、後継者・担い手不足は、本市に限らず、我が国の大きな課題となっています。そのため、農業者の交流や研修の機会創出や農業者育成施策の充実を図り、若い農業者や女性農業者への支援をします。また、農業者への技術指導だけでなく、経営等の指導の仕組みをつくることにより、農業経営者としての育成を支援します。このほか、本市の農業を先導する役割を担う認定農業者への支援の拡充、持続可能な農業に取り組む担い手支援、意欲ある農業者へ持続的に農業を営むことができるための支援策について、調査・研究を行います。

次世代の農業者となりうる担い手の確保策として、学生との連携による生産作業だけでなく多様な役割の援農を推進するとともに、農業者と援農ボランティアとの適切なマッチング機会の提供を一層推進します。

④ 地域と協働する農業

市民、地域及び行政等が一体となり、本市の農業を支える取組みを推進し、都市と農業が共生するまちをつくります。

基本方針

次世代へつなぐ持続可能な農業を維持・発展させるためには、市民や地域、行政等が一体となって農業を支え、協働していくことが重要です。そのため、商工業や福祉・健康分野など異分野（民間企業やNPO団体等）や市内保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学等との交流・連携により、農産物の消費拡大や農業への理解を図ります。また、農業体験等を通じて、市民、学生、子どもたちと農業者との接点を創出し、本市の農業・農地・農産物、農の持つ多面的機能についての理解を深めます。農業者開設の市民農園や農業体験農園等の開設への整備支援とともに、周知、利用促進に向けたPRを図ります。

主要事業（中分類）

個別事業（小分類）

地産地消の推進



- 直売所の周知と機能向上による利用促進
- 公共施設等での販売機会の提供
- 学校給食との連携

安定した販路の確保



- 商業者等との連携支援
- めぐみちゃんメニューの発信

市内産農産物の品質・価値の向上



- めぐみちゃんブランドの価値づくり

持続可能な農業経営の支援



- 環境負荷を軽減する農業への支援

生産緑地の保全と
次世代農業者の農地確保



- 農地の適正な活用
- 生産緑地地区制度への対応
- 農地貸借の推進
- 市民農園、農業体験農園開設の推進

多面的機能の発揮



- 災害時協力農地の確保
- 農地の景観創出・環境保全機能の確保

環境保全に寄与する農地活用の検討



- 環境負荷を軽減する農業への支援【再掲】

若手農業者や
女性農業者の育成



- 後継者、新規就農者の育成
- 農業者同士、農業者と周辺住民の交流機会の創出
- 農地貸借の推進【再掲】

多様な農業者への支援検討



- 認定農業者への支援
- 新たな支援策の調査・研究
- 営農支援事業の適正運営

援農ボランティア制度の活用



- 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供
- 援農ボランティアのスキルアップ

農商工・産学公連携の推進



- 農業と異分野との連携促進
- 市内学校等との交流・連携機会の創出

農業者と市民・子ども
たちとの交流の創出



- 農業体験・交流の場としての農地活用と発展
- 市民農園、農業体験農園開設の推進【再掲】

農業・農産物への理解促進



- 市内産農産物、農の魅力情報発信、PR
- 農業体験・交流の場としての農地活用と発展【再掲】

庁内連携の推進



- 庁内各分野と連携した取組みの推進

個別事業（小分類）の展開

1 食と暮らしを支える多様な農業経営

直売所は本市の農業の情報発信の拠点としても重要度が高いことから、直売所の周知の強化等により直売所のさらなる利用促進を図ります。また、地産地消の推進として、公共施設等での市内産農産物の販売機会の拡大により、安定した販路の確保と、市民に新鮮な農産物を提供します。さらに、学校・保育園給食への農産物の提供が図れるよう、関連部署と連携していきます。

事業者等との連携支援により、農産物の安定的な販路の確保につながる方策を検討します。また、市内産農産物を使用した「めぐみちゃんメニュー」の発信と、さらなる活用を検討します。

市内産農産物を「めぐみちゃんブランド」として、市内外の消費者へ普及啓発を図ることで、市内産農産物の価値づくりを支援します。

2 農地の保全と活用

農地保全、農業者の経営安定化の観点から、農地活用方法の一つとして、農業者開設の市民農園・農業体験農園開設の推進を図ります。

また、農地の貸借を推進するため、JA、東京都農業会議等と連携し、安心して貸借できる体制を整えることで、次世代農業者につなぐ農地の確保に努めます。

市民が農地の持つ多面的機能への理解を深めるために、災害発生時の避難場所となる災害時協力農地の拡大や、農のある風景の魅力や生物多様性の保全を伝える取組みを推進します。

環境への負荷低減に資する生産・流通を促進するため、持続可能な農業に取り組む農業者を支援します。

3 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業

若手農業者や女性農業者、新規就農者への栽培技術指導や、経営指導の仕組みをつくります。農業者同士や周辺住民との情報共有・提供の機会を創出することで、持続的に安心して農業に取り組める体制を強化します。

本市の農業を先導する認定農業者だけでなく、規模や経営形態に関わらず、多様な農業者が、持続的に農業を営むことができるための支援の拡充について検討します。

援農ボランティア制度の活用を促進するため、農業者と援農ボランティアとのマッチング方法を構築するとともに、学生等との連携により多様な援農を促進します。また、援農ボランティアのスキルアップの仕組みを検討します。

4 地域と協働する農業

農地の保全や新たな価値を創造するため、農業者や地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進します。

市民・子どもたちに農業・農地・農産物に触れる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するための、効果的な活用・取組みを推進します。

本市の農業についての理解促進、農地保全及び農業者の経営安定化の方策として、農業者開設の市民農園や農業体験農園の開設への整備支援をし、交流の場を提供します。

庁内の各部署が連携し、分野を横断した取組みを推進することで、新しい枠組みでの農業振興を図ります。

第3次西東京市農業振興計画 概要版

令和6（2024）年度～令和15（2033）年度

令和6年3月

発行 西東京市

編集 西東京市生活文化スポーツ部産業振興課

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

電話 042-420-2820（農業係直通）



西東京市